

11.12（木） 保険業法の適用除外を求める国会内集会

基調報告

斉藤義孝

1. 新政権発足後の適用除外をめぐる情勢について

・既に自主共済の適用除外を求める運動は、改正保険業法（新保険業法）施行から3年半を経過している。総選挙前には、「PTA共済法案」が自民党など旧与党から提出され、これに対抗する形で民主党の自主共済存続の議員立法が提案され、結局審議入りもせず審議未了でどちらも廃案となり総選挙に突入したのは周知のとおりである。そして総選挙の結果、民主党を中心とする連立政権が発足した。わたしたちは、もともと超党派の議員立法などでの適用除外をめざしてきたがそれは実現せず、結局総選挙後の政局は激変とも言える状況となった。

・新政権は「官僚政治の打破」を訴え、鳩山首相は自立と共助、そして弱い者にもやさしい政治の実現を語っている。わたしたち自主共済は、新政権の発足による情勢の変化がわたしたちに有利に働くかどうかを慎重に見極めながらも、基本的には超党派での適用除外の実現というスタンスは維持していく考えである。そうは言っても、政治の変化がわたしたちに有利に働く状況になることは歓迎するし、期待もある。事実、今までには無い新しい、前向きな動きも出始めている。ただ、それが確実にわたしたちの願いを実現する大きな流れになるのかは、政治の動きだけでなくわたしたち自身の運動の前進にもよる。官僚の抵抗や巻返しといった動きが、むしろ強まることも予想されるからである。

一方で、総選挙前の「PTA共済法案」が再提出される動きも、マスコミで最近報道された。わたしたちはこれらの動きにも注目しつつ、PTA互助会の救済にとどまらず、広範な自主共済の救済につながる運動の強化をめざしたい。

今臨時国会の会期は短く、PTA共済法案もわれわれ自主共済の適用除外も、来年の通常国会がきわめて重要なたたかいの場になると考えられる。

2. 新保険業法にかかわる法改正あるいは法の見直しについて

①「保険法」改正（2008年6月）、商法の保険契約にかかわる法律が独立法として改正。監督法である保険業法改正と同様、共済＝保険のイコールフットリングが狙いとされている。改正後、2年以内に施行。

②「公益法人法」改正（2013年12月）、一般法人と公益法人の「2階方式」となり、公益法人の資格取得はハードルが高くなる。共済の兼業は原則禁止となる。

③「新保険業法」は2011年に見直しが行なわれるが、制度共済や労働組合共済の規制強化の予測もあるが、今のところどのような見直し作業が行なわれるのか分からない。

これらの法改正の中でも、公益法人法の改正は5年間の移行期間があるが、事実上本来の公益法人の活動以外に共済の活動をすることは禁止に、また共済

や互助会の運営が中心の公益法人は、少額短期保険会社などの設立が求められ、存廃の危機になっている。

3. すべての健全な自主共済に真の適用除外を

2006年4月の新保険業法施行以来、多くの自主的な共済団体や互助会が困難に陥っている。中には、社会的に有用な役割を果たしているにもかかわらず、泣く泣く解散せざるを得ない共済が続出した。比較的最近では、芸団協（社団法人「日本芸能実演家団体協議会」）の年金共済がある。芸能関係に従事している方達でも安定した収入を維持している人は少なく、退職金も無い状況で老後の生活の保障のため、この年金共済が大きな役割を果たしたが、新保険業法と公益法人法の改正で窮地に陥り、共済を解散したという。

金儲けの保険会社でもない仲間うちの助け合いの自主共済が、なぜこんな理不尽な法律の規制に苦しめられなければならないのか。懇話会各団体の共済も、仲間の生活や生命、地域社会を支える本当に切実なものであり、金儲けの保険とは全く異質のものである。

もともとこの法律改正を議論した金融審議会では、「構成員が真に限定されるものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」との最終答申が出されていた。わたしたち懇話会は、この答申こそ自主共済に適用すべきものと確信する。わたしたちは、この答申の通りに法規制の適用除外を一刻も早く実現することを要求するものである。

4. 今後の運動の展望、課題

①これまで既に、4回の自主共済救済の議員立法が提出された。すべて実現を見なかったが、これも運動の到達点のひとつである。「これ以上の適用除外は無い」と言い切っていた金融庁の頑強な壁は、PTA共済法案の例だけでなく、懇話会各団体の共済制度についてもその存続を否定できず、現在も団体との交渉が継続されていることで切り崩され始めている状態だ。

②懇話会は学者・文化人賛同署名など新たに広範な世論形成に向けての活動や、弁護士団体や他の自主共済、労働組合共済、協同組合共済との共同の活動も今後さらに強化していく。

③地方懇話会は33となり、自主共済を守る自治体意見書採択も4県議会を含む213の自治体に広がっている。

④2010年も参議院選挙があり、請願署名など地方懇話会の活動は重要です。全国懇話会と地方懇話会の連携も一層強めましょう。

⑤先にも述べたが、2010年の通常国会が大きな節目となりそうだ。適用除外の運動も4年目に入ることになるが、共同の活動を全国・地方それぞれでおおいに盛り上げまたマスコミにも働きかけ、「自主共済を救済せよ」の世論の高揚で当局を包囲し、適用除外を必ず実現しよう。